

須賀川市歴史文化基本構想



平成 31 年 3 月
福島県須賀川市

序

豊かな自然に恵まれた須賀川市は、古代から当地方における交通の要衝にあり、政治、経済、文化の中心として栄えた歴史ある街です。市内には数多くの遺跡や石造物などのほか、各地域で古くから伝承されている祭礼や伝統行事を多く目にすることができます。これらは本市に連綿と続いてきた歴史や文化の証であり、貴重な歴史・文化資源というべきものです。

本市では、第8次総合計画「須賀川市まちづくりビジョン 2018」において、「選ばれるまちへ ともに歩む自治都市 すかがわ」を将来都市像とし、ふるさと須賀川への愛着と誇り「シビックプライド」を醸成しながら、まちづくりを進めることとしておりますが、先人たちが営々と築き上げてきた歴史・文化資源は、まちづくりの根幹を成すものと考えております。

このため、本市では、地域におけるこれらの歴史・文化資源を明らかにすることなどを通し、地域に住む人々が誇りや愛着を持って保存・活用に取り組むとともに、歴史や文化を生かしたまちづくりを進めていくための長期ビジョンとして、本構想を策定いたしました。策定事業においては、本市の歴史・文化資源を総合的に調査・分析を行い、その結果、本市の歴史・文化の特性や自然・環境から見る特徴など、新たな魅力を発見することができました。

今後は、須賀川市歌にも謳われる「歴史の都」「文化の都」の更なる顕在化を図るとともに、市民、地域、行政が歴史や文化に対する価値を共有し、手を携えて次代を担う子どもたちのために継承していけるよう、歴史や文化を生かしたまちづくりを推進してまいりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をくださいますようお願い申し上げます。

最後に、本構想の策定にあたりご尽力を賜りました須賀川市歴史文化基本構想策定委員の皆様、各種調査へご協力を賜り、また貴重な情報をお寄せくださいました市民の皆様、各町内会、行政区、市内小学校の皆様、そして専門的な立場からご指導を賜りました文化庁地域文化創生本部、福島県教育庁文化財課など、関係各位に深く感謝申し上げます。

平成 31 年 3 月

須賀川市長 橋本 克也

例言

- 1 本書は福島県須賀川市の歴史文化基本構想をまとめた報告書である。
- 2 本構想の策定にあたっては、須賀川市歴史文化基本構想策定委員会を設置後、同委員会の検討・審議、及び文化庁地域文化創生本部、福島県教育庁文化財課の指導を得て、須賀川市文化スポーツ部文化振興課が事務局となり、平成 28 年度から平成 30 年度の 3 か年で策定した。
- 3 本構想の策定事業は、「平成 28 年度文化遺産を活かした地域活性化事業（歴史文化基本構想支援事業）」、「平成 29 年度文化遺産総合活用推進事業（歴史文化基本構想策定支援事業）」、「平成 30 年度文化遺産総合活用推進事業（文化財保存活用地域計画等作成支援事業）」の採択を受けて、文化庁より文化芸術振興費補助金の交付を受けて実施した。
- 4 本構想の策定に際しては、構想策定支援業務として（株）グリーンシグマに委託した。
- 5 構想策定で収集した資料は、須賀川市で保管している。

目 次

第1章 歴史文化基本構想の策定について

- 1 構想策定の背景と目的 1
- 2 構想の行政上の位置付け 4
- 3 構想策定にあたっての体制と経緯 10

第2章 須賀川市の概要

- 1 位置と自然環境 13
- 2 社会環境 18
- 3 歴史的背景 21

第3章 歴史・文化資源の総合的把握

- 1 歴史・文化資源の定義 29
- 2 歴史・文化資源に関する基礎資料 31
- 3 指定文化財等の現況 32
- 4 総合的把握の手法 34
- 5 把握した歴史・文化資源の概要 34

第4章 須賀川市の歴史・文化の特性について

- 1 「みち」から広がる「まちづくり」 49
- 2 「くらし」を織りなす「ひと」 55
- 3 「さと」に息づく「いのり」 62

第5章 歴史・文化の保存・活用に向けての方針

- 1 現状と課題 70
- 2 基本理念 71
- 3 基本方針 72
- 4 保存・活用指針 73

第6章 歴史・文化の適切な保存・活用の推進

- 1 歴史・文化を知る 74
- 2 歴史・文化をつなげる 75
- 3 歴史・文化を生かす 76
- 4 歴史・文化を広げる 77

第7章 歴史・文化を保存・活用するための体制整備の方針

- | | |
|--------------------------------|----|
| 1 人と組織のネットワークづくり | 79 |
| 2 公開活用のための新たな支援制度の創設 | 79 |
| 3 歴史・文化資源の保存・活用に向けた横断的な庁内体制の構築 | 79 |
| 4 博物館等施設のネットワークづくり | 79 |

第1章 歴史文化基本構想の策定について

1 構想策定の背景と目的

(1) 構想策定の沿革

須賀川市は、奈良・平安時代に陸奥国石背郡衛が東山道（推定）沿線に配置され、中世には足利氏の奥州での拠点となった稲村御所が奥大道から会津街道に至る沿線に配置されるなど、中央とつながる政治的拠点が置かれた。江戸時代には宿駅として須賀川宿が置かれ、奥州街道と岩城（磐城）街道、棚倉街道、三春街道、会津街道が交わる交通の要衝として栄えるなど、「みち」を媒体とした集落が整備され、現在も当時の須賀川宿を中心に市街地が形成されている。

また、江戸時代には、諸色問屋を営んでいた俳人・相楽等躬と「おくのほそ道」紀行の途上、旧交を温めた松尾芭蕉の来訪などを契機として、俳諧文化伝承の礎が築かれた。さらに、白河藩主松平定信の施策によって町人による町人のための学び舎である「敷教第二舎」いわゆる「須賀川郷学所」や、町人による自治組織である「須賀川町会所」が設置された。明治期には、町人や商人が主体となり産馬会社や県立病院とこれに付属する医学所が誘致された。このように「ひと」と「ひと」との結びつきにより、世界に名だたる文化人などを輩出している。

一方で、神社仏閣が数多く残る当地域において、江持石と呼ばれる石英安山岩質凝灰岩を用いた板碑などの石造物が多く現存し、また、農耕作業と結びついた祭礼行事が今なお連綿と受け継がれていることなど、守り伝える心が「さと」に息づいている。

これらのことは、いわゆる文化財の範疇を超えた、貴重な歴史・文化資源ともいうべきものである。

本市では、第8次総合計画において『選ばれるまちへ ともに歩む自治都市 すかがわ』を将来都市像に掲げ、ふるさと須賀川への愛着と誇り「シビックプライド」を醸成しながら、各種施策を展開することとしているが、これら歴史・文化資源は、将来にわたるまちづくりの基軸の一つとなるものである。しかしながら、市域に広がる多様な歴史・文化資源の実態を正確に把握するには至っておらず、指定文化財など一部の情報収集に留まっているのが現状である。

東日本大震災からの復興が進展するなか、改めて「ふるさと須賀川」のルーツである歴史や文化に対する認識を新たにし、須賀川らしさとは何か、発信力をどのように高めていくかといった視点から、さらには時代の潮流を背景としたなかで、市民生活と歴史・文化資源、周辺環境が一体をなした文化財保護、景観保護、地域づくりに取り組むための長期的なビジョンが必要であるとの認識のもと、本構想を策定することとした。

(2) 時代の潮流

1) 人口減少、少子高齢社会の進行と価値観の多様化によるライフスタイルの変容

総務省における我が国の推計人口は、平成 30 (2018) 年 10 月 1 日現在 1 億 2,644 万人（概算値）で、前年同月に比べ 26 万人減少した。64 歳までの人口が約 73 万人減少している一方、65 歳以上では約 47 万人増加しており、少子高齢化が進行している。

本市においても平成 17(2005) 年の 80,364 人をピークに減少傾向に転じ、また、15 歳から 64 歳までの年齢構造における生産年齢人口も右肩下がり推移しており、これらに伴う地域活力の低下がもたらす影響が懸念される。

一方で、社会環境が大きく変化しているなか、慣習などにとらわれない個性的な生き方や価値観の多様化によりライフスタイルも様々に変容するなど、地域コミュニティの形成がさらに困難になることも懸念される。

こうしたなか、本市においても指定文化財所有者や管理団体等の担い手の高齢化、少子化による指定無形民俗文化財保存団体の活動低下などともあいまって、さらに地域の歴史や文化に対する意識の希薄化や後継者不足、地域コミュニティの衰退といった負のスパイラルにつながっていくことが大きく懸念される場所である。

2) 国の文化芸術に対する方針の新たな展開

平成 30(2018) 年 6 月 8 日、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、平成 31(2019) 年 4 月 1 日から施行されることとなった。改正趣旨として、「過疎化、少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が喫緊の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。」としている。

また、平成 29(2017) 年 6 月 23 日、文化芸術振興基本法の一部が改正され、法律名も「文化芸術基本法」に改められた。その基本理念に「文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない」旨の規定が追加された。

これらの法改正により、地方においては、歴史や文化、文化財をこれまで以上に各分野と結びつけ、まちづくりに反映させることができる環境が整う一方、これらが持つ本質的価値をより具体的に顕在化させ、保護の意義について、地域の理解を得ながら施策に結び付けていくことが肝要となる。

3) 指定文化財の方向性

文化財保護法や文化財保護条例のもと、歴史的、文化的に価値があるとされたものを「文化財」として指定する制度が発足し、これら法令のもとに類型化され保護の措置が講じられ

てきたが、ややもすると「文化財」イコール「指定文化財」というように人々の意識が固定化されてしまい、地域においてこれまで守り育ててきたもの、あるいは、当たり前のように身近にあることにより、そのものが持つ本質的価値が一般的に広く顕在化されず、埋もれてしまっていることが大きく懸念されるところである。

近年、指定文化財制度とあわせ、様々な自治体において、地域における資源を、それぞれの独自の取組により地域住民共有の財産として位置づけ、価値付けし、まちづくりに生かしていく事例が活発化している。

これらの事例からも、今後多くの地域において、歴史や文化、文化財が持つ魅力を顕在化させ、地域資源として位置付けや価値付けしながら、まちづくりに生かしていく取組が一層進められるものと考えられる。

(3) 構想策定の目的と効果

国における技術指針では「歴史文化基本構想」の定義を、「地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境までを含めて、総合的に保存・活用するための構想であり、地方公共団体が文化財保護行政を進めるための基本的な構想となるもの」と示している。

本構想においては、地域に存在する指定・未指定の文化財全般を「歴史・文化資源」と位置づけ、本市が持つ歴史を視座に、地域における歴史・文化資源を明らかにすることを通し、地域に住む人々が誇りや愛着を持って歴史・文化資源の保存・活用に取り組むとともに、歴史や文化を生かしたまちづくりを進めていくための長期ビジョンとして策定するものである。

本構想策定にあたって、期待する効果は次の4点である。

- ①地域に息づいた歴史・文化資源に対する市民からの情報提供や市民との意見交換などを通して、市民による歴史・文化資源の保存・活用への理解や愛着を深めてもらうことが期待できる。
- ②市域全体の歴史・文化の特徴を顕在化させ、ストーリー性を持たせた枠組みを設定することにより、歴史や文化を通した様々な表情を持つまちとしての発信力を高めることが期待できる。
- ③歴史・文化資源の保存・活用の方針を明確に示し、その周辺環境に大きく影響する都市計画や景観・環境行政等と情報共有し、連携・協力を図ることにより、都市計画等に歴史・文化が反映され、地域ならではの歴史・文化資源を生かしたまちづくりの推進が期待できる。
- ④構想の策定を通して明らかにされた歴史・文化資源を、教育、防災、観光等の様々な施策に生かすことが期待できる。

2 構想の行政上の位置付け

須賀川市歴史文化基本構想は、本市の最上位計画である「須賀川市第8次総合計画」にもとづき歴史・文化資源の保存・活用と歴史・文化を生かしたまちづくりを具現化するためのものである。

また、「須賀川市都市計画マスタープラン」「須賀川市教育振興基本計画」「須賀川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」「須賀川市中心市街地活性化基本計画」「須賀川市地域防災計画」など関連した個別計画との整合を図り、相互に連携しながら、本構想の具体化に向けた取組を推進していくものとする。

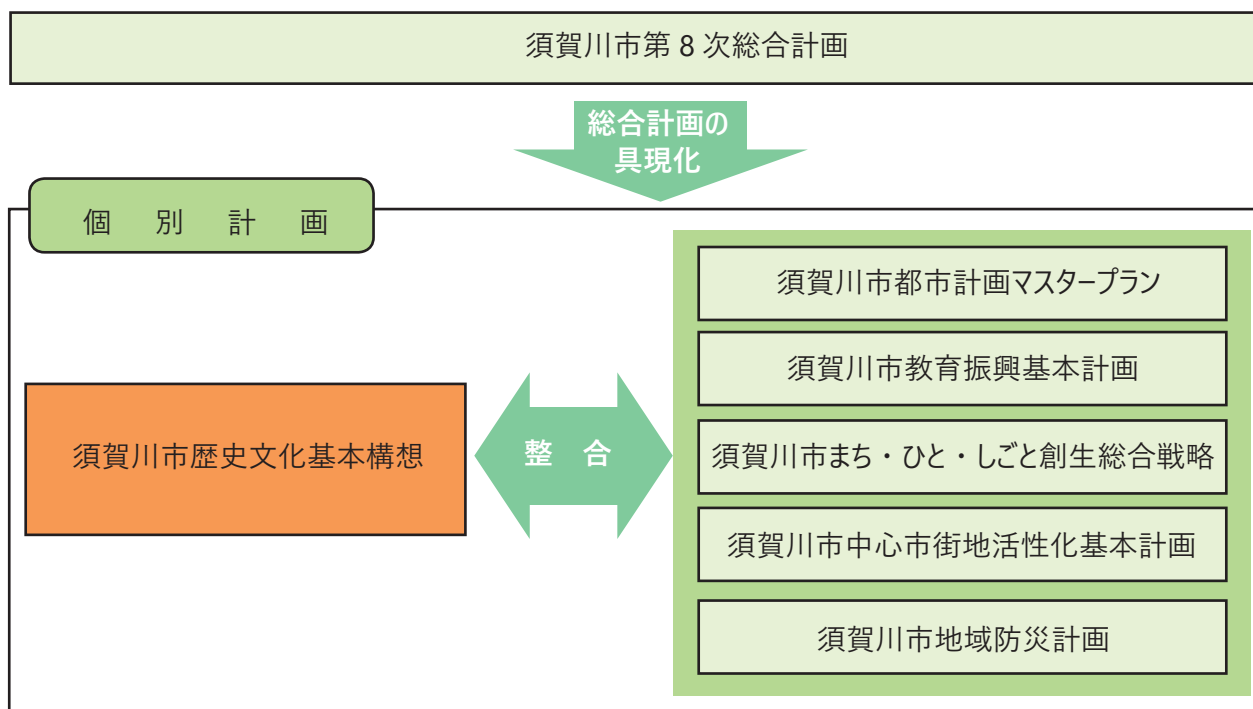


図 1-1. 須賀川市歴史文化基本構想の行政上の位置付け

(1) 須賀川市第8次総合計画（平成29(2017)年12月策定）

須賀川市第8次総合計画は、市における最上位計画で、将来あるべき市の姿や進むべき方向性など、今後のまちづくりの指針となるものである。

本市が目指す将来都市像として、『選ばれるまちへ ともに歩む自治都市 すかがわ』を掲げ、「いきいきと人が輝くまちづくり」「笑顔で健やかに暮らせるまちづくり」「安全に安心して暮らせるまちづくり」「環境にやさしく快適に暮らせるまちづくり」「活力とにぎわいあふれるまちづくり」の5つの政策の基本方針と26の施策の基本方針を設定し、将来都市像実現のための具体的な取組を展開していく。

本計画の中で、歴史・文化に関する政策、施策は以下の通りである。

< 歴史・文化に関する基本目標 >

●政策：いきいきと人が輝くまちづくり

○施策：文化芸術の振興と継承

- ・「須賀川市歴史文化基本構想」に基づき、地域の文化財の保存・活用に取り組むとともに、歴史文化を生かしたまちづくりを進めます。
- ・特撮で使用された作品を保存・顕彰するための施設整備を進め、特撮を文化として広く継承するとともに、地域の活性化を図ります。
- ・博物館に求められる機能を整理し、老朽化対策の方向性などについて調査研究を進めます。
- ・文化芸術活動団体の活動を継続して支援します。

(2) 須賀川市都市計画マスタープラン（平成 21(2009) 年 10 月策定）（平成 29（2017）年より改定中）

須賀川市都市計画マスタープランは、魅力ある都市づくりを進めるため「安全で安心して住み続けられるまち」を目指し、須賀川市全域を対象に、土地利用や都市施設のあり方、自然環境との共生等を総合的に検討しながら、市民との協働によって計画を策定した。

計画の期間は、長期的な視点に立った都市づくりを進めるため、概ね 20 年後の 2030 年を目標年次とするが、上位計画の見直しや社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

●基本理念

長い間に培われてきた美しい地域のつながりや歴史、伝統と自然環境の中で、市民が協働により地域力を高め、安心して豊かに暮らせる潤いのある都市を目指す。

この基本理念のもとに、「安全・安心な都市づくり」「循環型の都市づくり」「協働の都市づくり」「元気な都市づくり」の 4 つの基本目標を設定し、具体的な取組を展開していく。本マスタープランの中で、歴史・文化に関する基本目標と取組は以下の通りである。

< 歴史・文化に関する基本目標 >

●基本目標：協働の都市づくり

- ・自然にあふれ、歴史・文化が薫るまちを次世代に引き継ぐとともに、暮らしやすいまち、誇れるまちをつくるためには、市民、企業等と行政が信頼関係で結ばれ、お互いの特性を活かし、学びあい、高めあい、責任を分かち合う協働という取り組みを行う必要があります。
- ・市民団体や N P O と行政が協働により地域づくりを行ってきました。このような地域の活動を積極的にまちづくりに取り入れる仕組み（システム）づくりを進めていく必要があります。

●基本目標：元気な都市づくり

- ・各地域に多くの祭りや地区の行事等がありますが、人口減少や高齢化により、開催や継承が難しい状況にあります。祭り、伝統芸能等を次世代に継承するため、市民が協力し合い、地域に活力を取り戻す必要があります。
- ・牡丹園、釈迦堂川花火大会、松明あかし、きうり天王祭等の豊かな観光資源や、宇津峰、馬尾の滝や清水等の地域資源を活用し、人々の交流によるネットワーク形成において地域の活性化を図り、魅力的なまちを創出していきます。

表 1-1. 都市計画マスタープラン 地区別構想（参考）

市街地区の将来像 ・ 伝統や文化を大切にした活力のある中心市街地 ・ 安全で安心して生活できる優しいまち	仁井田地区の将来像 ・ 豊かな自然環境を保全・活用し、緑と共に生活を育む地区 ・ 地域の豊かな人材を活用する地区
新市街地区の将来像 ・ 工業団地などの産業拠点やニュータウンが整備された活気あふれるまち ・ 豊かなみどりと潤いのある安全で安心なまち	大東地区の将来像 ・ 空港や須賀川テクニカルリサーチガーデン等の利活用と、地場産品のブランド化などによる産業振興を図る地区。 ・ 道路の整備、河川の治水対策などを図り、地域の人たちが連携した安全な地区
西袋地区の将来像 ・ 観光、工業、農業等の産業振興により活気あふれる地区 ・ 医療施設・教育環境の維持や基盤整備による生活しやすい地区	長沼地区（梓衝）の将来像 ・ 文化財や伝統行事の継承と、地域景観の維持による歴史と自然が調和した地区 ・ きゅうりやソバなどの特産品を産出する優良農地や遊休農地を活用した活気ある地区
稲田地区の将来像 ・ ため池の保全や山林の有効な土地利用による田園環境と調和した地区 ・ 誰もが安心して暮らせる地区	長沼地区（長沼）の将来像 ・ 長沼城址等の文化財、清水及び地域景観を活用して活性化を図る地区 ・ 公共交通の維持、道路整備や冬季の雪対策を図り、安全で安心して暮らせる地区
浜田地区の将来像 ・ 乙字ヶ滝などの観光資源を活用した活気のある地区 ・ 質の高い農業産品を供給する市街地に隣接する農業環境が整った地区 ・ 豊かな田園環境に囲まれた住みやすい地区	岩瀬地区（白江）の将来像 ・ 多くの文化財や自然を保全・活用する地区 ・ 特産品づくりなどの産業振興により次世代に誇れる地区 ・ 生活基盤施設の整備を進め、みんなが健康に暮らせる地区
小塩江地区の将来像 ・ 美しい宇津峰の景観や自然環境の保全を進め、グリーンツーリズムの展開を図るなど、緑と共生する地区 ・ 中心市街地へのアクセスを確保した住みやすい地区	岩瀬地区（白方）の将来像 ・ 農業産品のブランド化など農業の活性化を図る地区 ・ 豊かな自然環境を活かしたグリーンツーリズムを展開し地域間交流を進める地区 ・ 生活基盤施設の整備を進め、みんなが健康に暮らせる地区

（3）須賀川市教育振興基本計画（平成 25(2013) 年 2 月策定）

須賀川市教育基本計画は、これからの教育の基本的な方向を明確にし、その実現のために、震災による教育施設等の復旧・復興、放射線低減対策、学校教育の推進、生涯学習・スポーツ活動の充実、青少年健全育成の推進及び市民文化の向上に努め、合わせて各種教育行政を推進するための体制の充実を目標として策定された。

本計画は、「教育施設等の復旧・復興」「一人ひとりの個性が輝き、生きぬく力を育む学校教育の推進」「生きるよろこびが生まれる生涯学習の推進」「健康で豊かな生活を育む生涯スポーツの振興」「家庭の教育力向上と青少年健全育成の推進」「豊かな市民文化の創造と伝統文化の継承」「教育行政推進体制の充実」の 7 つの基本目標と 21 の基本施策、さらに細分化された主要施策を設定し、具体的な取組を展開していく。本計画の中で、歴史・文化に関する基本目標、基本施策は以下の通りである。

<歴史・文化に関する基本目標、基本施策>

- 基本目標：教育施設等の復旧・復興
- 基本施策：安全安心な教育環境の確保
 - ・ 郷土を学ぶ「ふるさと学習」の推進
- 基本施策：文化・スポーツ施設の復旧・復興
 - ・ 文化財の保護推進、文化・スポーツの振興
- 基本目標：一人ひとりの個性が輝き、生きぬく力を育む学校教育の推進

- 基本施策：豊かな心を育む学校教育の充実
 - ・ふるさと教育の推進
- 基本目標：生きるよこびが生まれる生涯学習の推進
- 基本施策：生涯学習活動の推進
 - ・生涯学習の振興・推進、生涯学習の支援、社会教育関係団体の育成
- 基本施策：生涯学習施設の充実
 - ・生涯学習施設整備事業
- 基本目標：家庭の教育力向上と青少年健全育成の推進
- 基本施策：青少年健全育成の推進
 - ・学校と社会教育の連携・融合
- 基本目標：豊かな市民文化の創造と伝統文化の継承
- 基本施策：芸術文化鑑賞機会の提供
 - ・各種市民文化活動への支援、郷土に根ざした文化の振興
- 基本施策：市民の文化財に対する意識の高揚
 - ・指定文化財の維持管理及び活用、史跡整備の推進、埋蔵文化財の周知及び記録保存、収蔵資料管理及び展示公開、市史の編さん推進事業

(4) 須賀川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27(2015) 年 10 月策定）

「須賀川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、国が策定した地方創生総合戦略の基本的な考え方を踏まえるとともに、本市ならではの強みや特長を最大限に生かしながら、今後5年間の「まち・ひと・しごとの好循環」を具体化していくための戦略ビジョンとして策定され、「須賀川市人口ビジョン」の目指すべき将来の方向性に対応した取組として推進するものである。

本総合戦略は「産業力を強化するまちづくり」「すかがわの宝を生かしたまちづくり」「子どもたちの笑顔あふれるまちづくり」「健康な暮らしを守るまちづくり」の4つの柱と10の施策により具体的な取組を展開していく。

本計画の中で、歴史・文化に関する柱、施策戦略は以下の通りである。

<歴史・文化に関する柱、施策戦略等>

- 柱：すかがわの宝を生かしたまちづくり
- 施策戦略と基本的方向：特撮文化拠点都市の構築とブランド発信力の強化
 - ・東日本大震災からの復興と原子力災害の克服を目指すためには、須賀川の元気と魅力を発信するとともに、より多くの人々との交流を通し、新たなまちづくりを進めていく必要があります。本市出身で「特撮の神様」と称される故・円谷英二監督が生み出したウルトラマンをはじめ、世界に誇る「特撮文化」を継承する拠点都市として、須賀川の地から夢と希望を発信し、地域の活力向上と交流人口の拡大に努めます。
- 基本的方向
 - ・ウルトラマンをはじめとしたキャラクターの活用による発信力の強化
 - ・（仮称）円谷英二ミュージアムを中心とした特撮文化拠点都市の構築
 - ・特殊撮影技術により生み出された作品の集約・保存
- 施策戦略と基本的方向：文化の振興と新たな交流の推進
 - ・本市には、日本三大火祭りの一つである「松明あかし」や、全国の牡丹園では唯一国の名勝に

指定されている「須賀川の牡丹園」などの豊かな地域資源や文化遺産があり、毎年多くの観光客が訪れています。須賀川に住む人自らが地域資源に誇りを持ち、豊かな心を育んできたこれらの魅力をさらに高め、「これからもずっと住み続けたい」と思えるよう、文化の振興を図りながら新たな文化交流の推進に努めます。

基本的方向

- ・郷土の文化・芸能の振興と発信力の強化
- ・新たな文化交流の推進と文化の創造・発信

(5) 須賀川市中心市街地活性化基本計画（平成26(2014)年3月策定、平成28(2016)年3月変更）

郊外型大型店舗の進出や消費行動の多様化、そして東日本大震災における被害などにより衰退が進む中心市街地の活性化を図るため、「須賀川市中心市街地活性化基本計画」を策定し、平成26(2014)年3月28日に内閣府の認定を受けた。今後は、この認定計画のもと、行政と民間が協力し、中心市街地の活性化に取り組んでいく。

上記基本理念のもとに、「公共サービスの再建による賑わいの回復」「商業活動の活性化による賑わいのある街づくり」「文化施設が充実した、落ち着いて過ごせる街づくり」「安心して過ごし、暮らせる街づくり」の4つの基本方針と「回遊性の向上を図る」「商業活動の活性化を図る」「定住を促進する」の3つの目標を設定し、それらの実現のための各種事業を展開していく。本計画の中で、歴史・文化に関する目標は以下の通りである。

<歴史・文化に関する基本方針>

○基本方針：文化施設が充実した、落ち着いて過ごせる街づくり

- ・中心市街地には、神社仏閣などの文化資源や芭蕉記念館などの文化施設、翠ヶ丘公園などの憩いの施設があり、これらの資源を活用しながら滞在できる環境づくりを図ることが重要である。

(6) 須賀川市地域防災計画（平成28(2016)年10月変更）

須賀川市地域防災計画は、県、市、公共機関及び市民がその有する全機能を有効に発揮し、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に策定された。

本計画は、「関係法令等の遵守」「防災・減災事業の推進」「施設・設備・資機材等の整備」「ライフライン施設の強化」「防災関係機関相互の協力体制の強化」「地域の防災力の強化」「市民の防災に関する意識の高揚」「発災直前及び発災後の活動目標」「要配慮者への対応」の9つの基本方針により計画を推進していく。

本計画の中で、歴史・文化に関する基本施策は以下の通りである。

<歴史・文化に関する基本施策>

●文化財予防対策の強化

第1 防災設備等の整備強化（文化振興課・消防本部）

- ・文化財所有者・管理者等は、文化財の安全対策として、火災報知設備、非常警報設備、防火壁、消火栓、消火用水、避雷設備等の防災設備の整備に努めるとともに、定期的な保守点検を実施する。

第2 防火査察の徹底（文化振興課・消防本部）

- ・消防機関は、市、教育委員会等と連携し、文化財施設の定期的な防火査察を実施し、文化財所有者・管理者等に対し改善点を指導するとともに、防火管理体制の徹底を図る。

第3 火災予防体制の強化（文化振興課・消防本部）

- ・文化財所有者・管理者等は、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚火、禁煙区域の設定等の防火措置を徹底するとともに、非常の際の迅速な連絡通報体制の整備に努める。

第4 訓練の実施（文化振興課・消防本部）

- ・市、教育委員会、消防機関、文化財所有者・管理者は、火災発生時等において、相互に協力し、円滑な消火活動が実施できるよう、防火訓練あるいは図上訓練を随時実施する。

第5 文化財保護思想の普及啓発（文化振興課・消防本部）

- ・住民の文化財に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、教育委員会は、県と連携を取り、文化財保護強調週間（11月1日～7日）及び文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じて、住民の防火・防災意識の高揚を図る。

3 構想策定にあたっての体制と経緯

(1) 策定体制

本構想は、須賀川市文化財保護審議会委員、学識経験者、行政関係者、文化財保持団体の代表者等 15 名で構成する「須賀川市歴史文化基本構想策定委員会」を設置し、協議検討を行うとともに、市関連他部局と情報共有しながら、文化庁地域文化創生本部事務局並びに福島県教育庁文化財課の指導及び助言のもとに策定した。

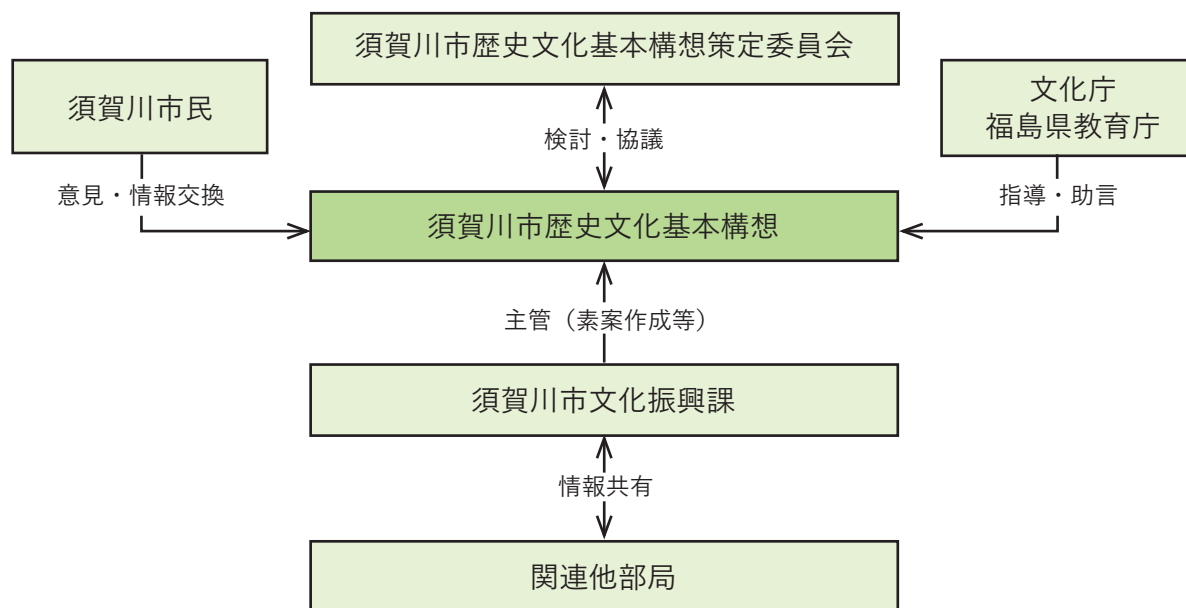


図 1-2. 須賀川市歴史文化基本構想の策定体制

また、策定の検討にあたっては「須賀川市歴史文化基本構想策定委員会設置要綱」に基づく須賀川市歴史文化基本構想策定委員会を設置し、策定にかかる事項を協議した。

須賀川市歴史文化基本構想策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における文化財の保存及び活用のための施策に関する基本的な構想（以下「須賀川市歴史文化基本構想」という。）の策定に関して、必要な事項について協議するため、須賀川市歴史文化基本構想策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 須賀川市歴史文化基本構想の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、須賀川市歴史文化基本構想の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員 15 人以内で組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 専門研究者
- (3) 住民代表
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員が任期途中で欠けた場合は、後任の委員を委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、須賀川市歴史文化基本構想の策定が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長 1 名を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (会議)
- 第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の委員会は、市長が招集する。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- (調査部会)
- 第7条 委員会に、須賀川市歴史文化基本構想策定に当たり専門事項の調査及び検討を行うため、調査部会を置く。
- 2 調査部会は、委員の中から委員長が指名する5名以上をもって組織する。
- 3 調査部会に部会長を置き、委員の互選によってこれを指名する。
- (意見の聴取)
- 第8条 委員長は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- (庶務)
- 第9条 策定委員会の庶務は、文化スポーツ部文化振興課において処理する。
- (その他)
- 第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。
- 附 則
- この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

表 1-2. 須賀川市歴史文化基本構想策定委員会の構成

氏 名	役 職	担当分野	備考
伊藤喜良	福島大学名誉教授・福島県文化財保護審議会会長	歴史	委員長
本間宏	福島県文化財センター白河館 学芸課長	考古学	
増淵鏡子	福島県立美術館学芸員	美術	
西間木俊夫	前須賀川市立博物館友の会会長	文学	
大野修司	須賀川絵幟（福島県伝統的工芸品）伝承者	伝統工芸	
影山章子	須賀川知る古会会長	民間	
増子悦子	前仁井田田植踊り保存会会長	民間	
酒井清美	須賀川ふるさとガイドの会会長	民間	
安田きよ子	須賀川昔話の会会長	民間	
若林誠二	長沼城址を考える会会長	民間	
横山大哲	前須賀川史談会会長	歴史	調査部会兼務
市岡綾子	日本大学工学部建築学科講師	建築	調査部会兼務
奥河敏男	旧長沼町教育長	歴史	調査部会兼務
野沢謙治	放送大学福島学習センター客員教授	民俗	副委員長 調査部会長
橋本公助	公益財団法人須賀川牡丹園保勝会管理次長	植物	調査部会兼務

(2) 策定経過

本構想の策定は、平成 28(2016) 年度から平成 30(2018) 年度の 3 か年計画として、表 1-3 の通り協議検討等を進めた。

表 1-3. 策定経過

事項	日時	場所	主な内容
第 1 回策定委員会	平成 28 年 10 月 28 日	須賀川市役所 卸町仮庁舎会議室	●委員の委嘱、平成 28 年度の取組について
「地域の宝」の情報募集	平成 28 年 11 月～12 月	—	●住民が重要と考える歴史・文化資源である 「地域の宝」のアンケート調査
第 1 回調査部会	平成 29 年 1 月 25 日	須賀川アリーナ会議室	●「地域の宝」の調査結果を整理するにあたり、 「地域の宝」の種別体系や文化財の指定を 視野に入れた分類の設定について協議
第 2 回調査部会	平成 29 年 3 月 10 日	須賀川市役所 卸町仮庁舎会議室	●第 1 回の協議を踏まえ、再度「地域の宝」 の種別体系や分類の設定について協議
第 2 回策定委員会	平成 29 年 3 月 27 日	須賀川市役所 卸町仮庁舎会議室	●「地域の宝」の調査結果報告
第 3 回策定委員会	平成 29 年 7 月 5 日	須賀川市役所 大会議室 A	●須賀川市の歴史や文化に対する意見交換
小学生 意識調査	平成 29 年 7～9 月	—	●小学生の自慢したい、大切にしたいものに 関する聞き取り調査
第 4 回策定委員会	平成 29 年 9 月 27 日	須賀川市役所 大会議室 A	●須賀川市の歴史文化の体系について
第 1 回講演会：すかが わ・まち歩きツアー	平成 29 年 12 月 3 日	須賀川市街地内	●赤瓦の建築物など市街地の歴史的建造物を 巡るまち歩き 講師：市岡綾子 講師（日本大学工学部）
市民 意識調査	平成 29 年 9 月～ 平成 30 年 3 月	地区公民館、Rojima	●一般市民の自慢したい、大切にしたいものに 関する聞き取り調査
第 2 回講演会：石背国 建国 1300 年と国指定 史跡上人壇廃寺跡史跡 整備事業	平成 30 年 1 月 23 日	須賀川市役所 大会議室	●石背国や上人壇廃寺跡に関する講演 講師：荒木隆 学芸員（県立博物館）
第 3 回講演会：昔話に こめられたメッセージ	平成 30 年 2 月 25 日	須賀川市役所 みんなのスクエア	●民話の語りを交えた講演 講師：ふくしま四人会
第 5 回策定委員会	平成 30 年 3 月 9 日	須賀川市役所 大会議室 C	●須賀川市の歴史文化に係るキーワードのグルー プ化について
第 6 回策定委員会	平成 30 年 3 月 28 日	須賀川市役所 大会議室 C	●意識調査の結果報告 ●市民意識に関する課題と解決策
第 4 回講演会：昔話に こめられたメッセージⅡ	平成 30 年 8 月 11 日	三世代交流館	●民話の語りを交えた講演 講師：ふくしま四人会
第 7 回策定委員会	平成 30 年 11 月 28 日	須賀川市役所 大会議室 C	●須賀川市歴史文化基本構想素案（たたき台） 第 1 章～第 4 章について
策定委員懇談会	平成 30 年 12 月 20 日	須賀川市役所 会議室 401	●須賀川市歴史文化基本構想素案（たたき台） 第 5 章～第 7 章について
第 8 回策定委員会	平成 31 年 1 月 18 日	須賀川市役所 ウルトラ会議室	●須賀川市歴史文化基本構想の素案について
パブリックコメント	平成 31 年 2 月 6 日～24 日	—	
第 9 回策定委員会	平成 31 年 3 月 1 日	須賀川市役所 ウルトラ会議室	●パブリックコメント等を反映した須賀川市歴史 文化基本構想案について
第 5 回講演会：中世の 南奥羽を見る	平成 31 年 3 月 21 日	須賀川市民交流セン ターたいまつホール	●中世の須賀川に関する講演 講師：伊藤喜良 名誉教授（福島大学）

第2章 須賀川市の概要

1 位置と自然環境

(1) 須賀川市の位置

本市は福島県のほぼ中央に位置し、北は郡山市、南は鏡石町・玉川村・天栄村、東は平田村、西は郡山市・天栄村に隣接する。市域は東西に 37.9km、南北に 16.5km の広がりを持ち、面積は 279.43 km²である。

西に那須連峰、東に阿武隈高地の山並みを望み、阿武隈川、釈迦堂川が流れる緑豊かな美しい自然環境にも恵まれている。

東北縦貫自動車道、国道 4 号、国道 118 号、JR 東北本線・水郡線、東北新幹線が通り、首都圏や仙台などの都市圏とのアクセスが容易である。また、市の南端には県内唯一の空の玄関口である福島空港があるなど、福島県の高速交通体系の重要な結節点となっている。

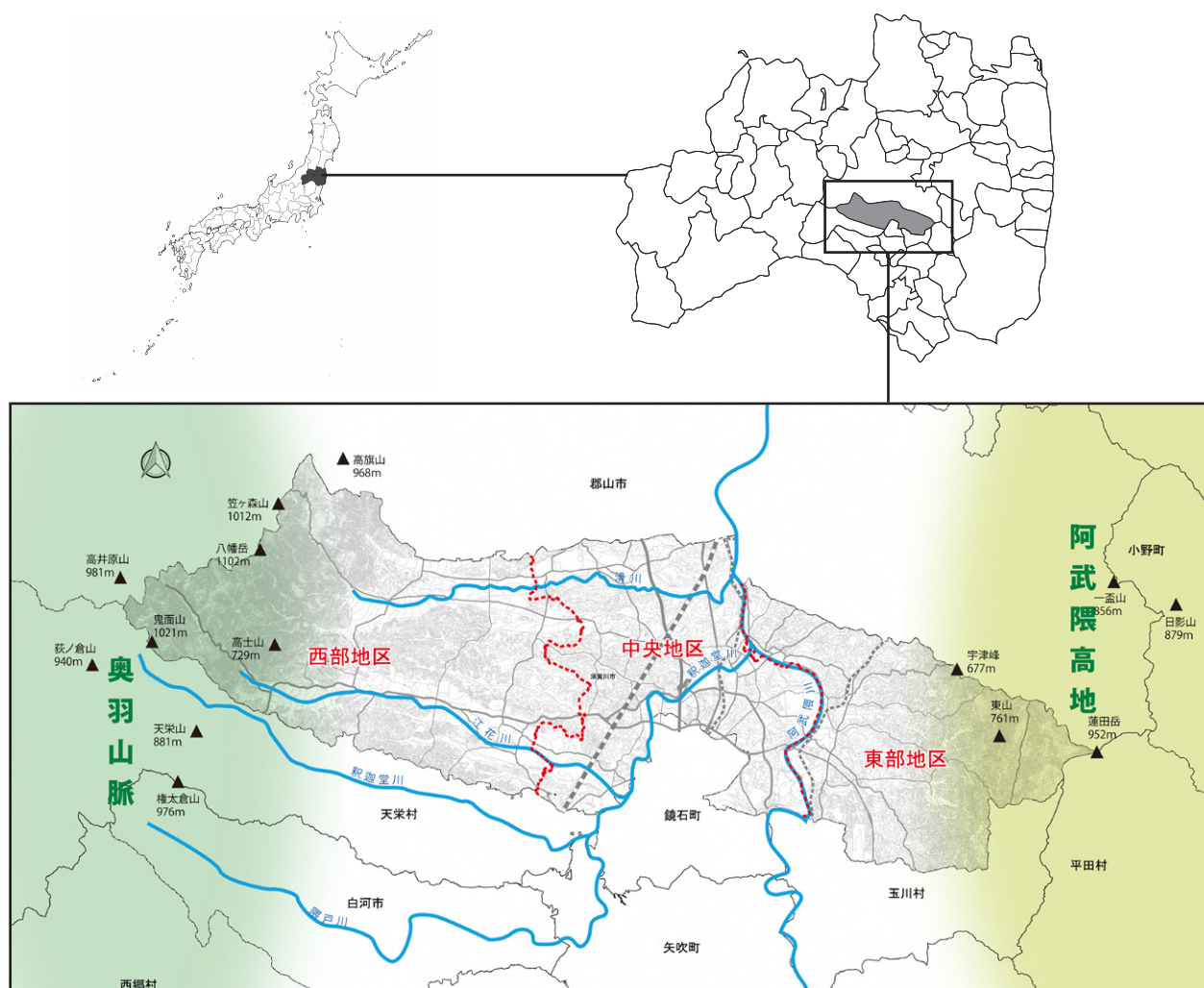


図 2-1. 須賀川市の位置図

(2) 地形・地質

本市は東西に細長い市域を持ち、地形・地質の特徴から西部地区、中央地区、東部地区の3つに分けて見ることができる。また、中央部を南から北に向かって流れる阿武隈川、西部地区の山岳地帯から中央地区の平坦地に向かって流れ、合流しながら阿武隈川に注ぎ込む釈迦堂川、滑川などがある。

中央に広がる須賀川盆地は、西部地区の奥羽山脈の東縁沿いに走るいくつかの断層によって境された低平な地形につながり、東部地区の南北に走る白河―盛岡構造線によって阿武隈山地に接する。

次ページに西部地区、中央地区、東部地区を概観する。



図 2-2. 地形区分図

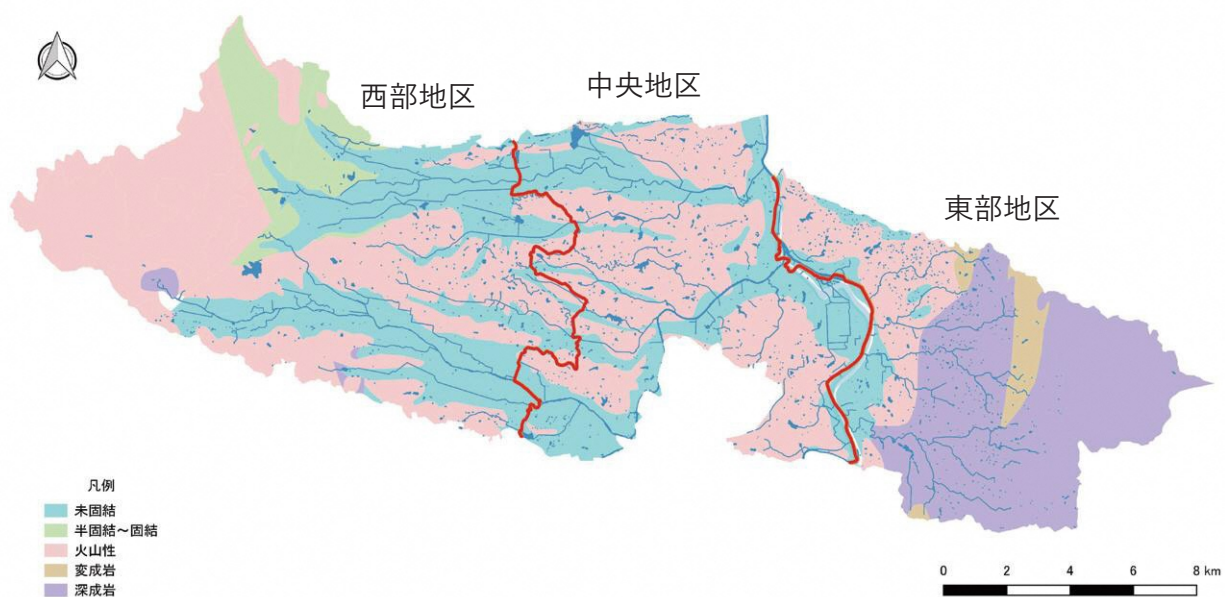


図 2-3. 表層地質図

1) 西部地区

西部地区は主に旧長沼町、旧岩瀬村の区域にあたり、区域内は東側の小起伏の丘陵（標高 300~400 m）と西側の奥羽山脈の一部である急峻な山地（標高 800~1,000 m）に大別できる。さらに東側の地形は、第四紀初頭に羽鳥湖付近から噴出・流下した火山性堆積物（石英安山岩質凝灰岩）の堆積面を江花川などが侵食し、形成された丘陵・氾濫原が分布している。西側の山地は最高峰の八幡岳（標高 1,102 m）をはじめ 900 m 台の峰々が市町村の境界として連なり、太平洋と日本海に注ぐ河川の分水界となっている。この分水界は江花川の源流部となっている。分水界近くにある少し低くなった部分が勢至堂峠（732 m）であり、トンネル開通以前は交通の難所となっていた。

2) 中央地区

中央地区は主に本市の中心市街地（西部地区境界と阿武隈川に囲まれた区域）にあたる。阿武隈川は白河－盛岡構造線に沿って北流している。川沿いの平坦部・台地は「阿武隈川谷」と呼ばれ、標高 250 m～300 m である。この地区には、深成岩（花崗岩）を基盤とし、表層地質は火山性堆積物や半固結堆積物からなる白河層が低い丘陵を構成している。

3) 東部地区

東部地区は阿武隈川より東の区域にあたり、阿武隈川沿いに標高 250~400 m の台地段丘と丘陵地及びその東の山地である阿武隈高地からなる。川沿いの地区は中央地区と同様、深成岩（花崗岩）、その上に火山性堆積物や半固結堆積物などからなる強粘土の洪積層が覆っている地質である。そこよりもやや高度を上げると、地質は変わって変成岩層、深成岩層となる。耕土も雲母片岩、石英片岩等の風化原積土が多くなる。

(3) 気候

本市は阿武隈高地や奥羽山脈に囲まれ盆地状になっており、年平均気温は約 12℃で温帯多雨夏高温気候区（Cfa）に区分される。

年間降水量は 1,100～1,300mm 程度である。一般的に 2,000mm 以上を多降水量地域、1,500mm 以下を少降水量地域として区分されており、本市は少降水量地域に位置する。図 2-4. の月別降水量を見ると、最も降水量が多いのは 7 月、最も少ないのが 2 月である。須賀川市周辺の降水量の年変動は 7 月をピークとしており、これは少降水量地域の特徴的な降水量変動で、中通り、浜通り地方のほとんどの地域で同様である。

風は気圧配置、地形の状態などによって大きな影響を受けるが、本市では冬季は北西の季節風、夏季は南東・南西の季節風が吹き、年平均風速は 2～3 m/s で、中通り地方の他の地域と同様である。

このように本市は夏に降雨が多く、冬は降雪が少ない太平洋型の温暖な気候であるが、冬季には市西部地域の奥羽山脈から強い季節風が吹くのが特徴である。

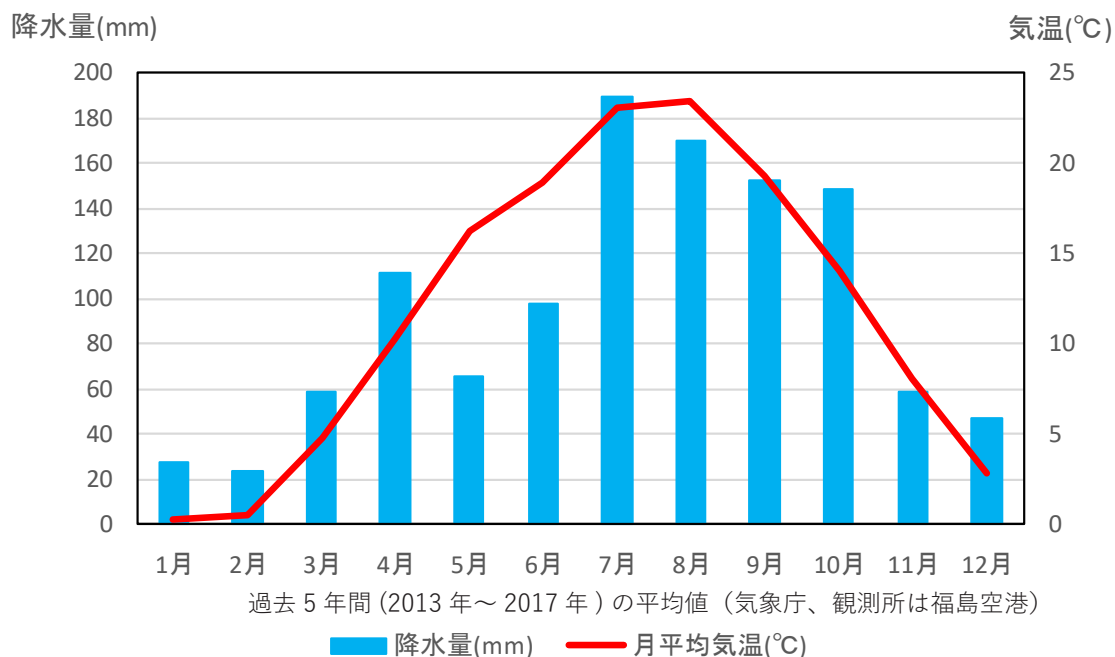


図 2-4. 須賀川市の月別降水量・平均気温

(4) 動植物

1) 植物

本市は温帯（年平均気温が6～14℃：須賀川市は約12℃）の落葉広葉樹林帯に属し、地域北部中央の阿武隈川の標高は230 m、市西部奥羽山脈の八幡岳は標高1,102 mと地形も複雑であるため、多様な自然環境が存在し、また植物の種類も豊富である。

植生を概観すると、市街地を取り囲む平地・低地には耕作地、水田雑草群落、畑地雑草群落が広がり、東部地区の丘陵地にはアカマツ群落やクリーコナラ群落などが分布している。西部の丘陵地には常緑針葉樹林を含むコナラ群落などが広がり、さらに奥羽山脈にかけては主にカスミザクラ・コナラ群落、ブナーミズナラ群落が分布している。その中でも自然度が比較的高いと考えられるのは、ブナーミズナラ群落などの自然植生、池沼・湿地と考えられる。

池沼では、水際にヨシ、マコモ、コウホネ、ガマなどの抽水植物^{ちゅうすい}、水面にはヒシ、ヒルムシロなどの浮葉植物^{ふよう}、水中ではクロモ、エビモ、シャジクモなどの沈水植物^{ちんすい}がみられる。

湿地ではハリイ、ミタケスゲ、シロネ、ミズゴケ、ヌマトラノオ、ミズオトギリ、ミクリ、アブラガヤなどが見られる。上記した種の中で、シャジクモ、ミクリは環境省のレッドリスト（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）の選定種になっている。

なお、アカマツは市の木に、ボタンは市の花に指定されている。



写真 2-1. アカマツ

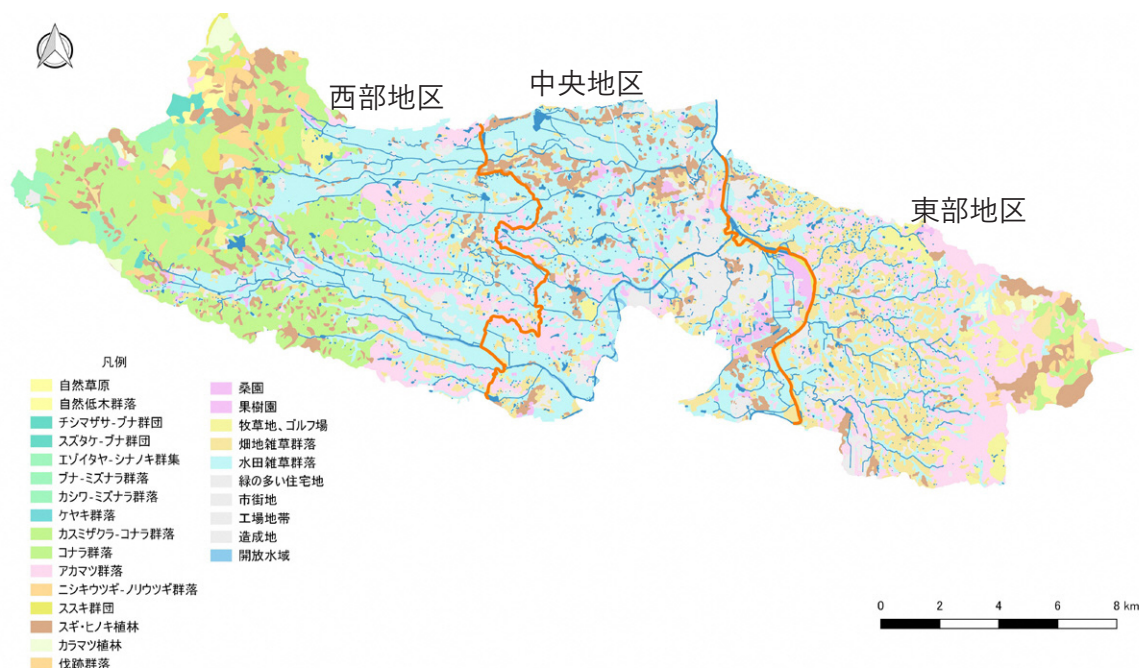


図 2-5. 植生図

2) 動物

動物については、植物同様に多様な自然のなか、その種類も豊富である。

市街地や周辺の平地・耕作地ではアブラコウモリ、アズマモグラ、ドブネズミ、クマネズミ、ニホンアマガエル、ツチガエル、ウシガエル、ヤマカガシ、ニホンカナヘビ、トビ、サシバ、スズメ、ヒバリ、キジ、シジュウカラ、キジバト、ドバト、ハクセキレイ、ムクドリ、カワラヒワ、ハシブトガラス、ハシボソガラスなどの動物が見られる。

平地から低山地ではムササビ、トウホクノウサギ、ニホンリス、ホンドタヌキ、ホンドイタチ、ニホンアナグマ、トウホクサンショウウオ、アカハライモリ、アズマヒキガエル、ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、モリアオガエル、ニホントカゲ、シマヘビ、ノスリ、ヤマドリ、アカゲラ、セグロセキレイ、ウグイス、アオジなどの動物が見られる。

低山地から山地ではヒミズ、トウホクヤチネズミ、ツキノワグマ、カモシカ、ホンドテン、ホンドキツネ、ニホンマムシ、ハコネサンショウウオ、フクロウ、センダイムシクイ、キビタキ、オオルリ、イカルなどの動物が見られる。

河川、池沼などの水域ではクサガメ、カジカガエル、カイツブリ、アオサギ、コハクチョウ、マガモ、カルガモ、ヤマセミ、アカショウビン、カワセミ、イワツバメ、カワガラス、ミソサザイなどの動物が見られる。

上記した種の中で、サシバ、トウホクサンショウウオ、アカハライモリは環境省のレッドリストの選定種となっている。カモシカは国の特別天然記念物である。カワセミは市の鳥に制定されている。

昆虫類ではオニヤンマのほか、タカネトンボ、マダラナニワトンボ、オオムラサキ、ヒメギフチョウ、ゲンゴロウ、ガムシなど、環境省のレッドリスト選定種も生息している。

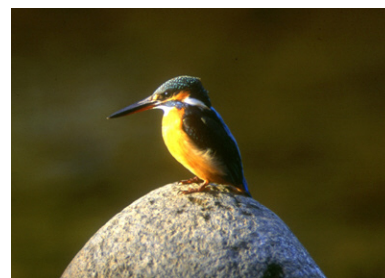


写真 2-2.カワセミ（市の鳥）

2 社会環境

(1) 人口と世帯の動態

本市の人口は、平成 17(2005) 年の 80,364 人をピークに、平成 27(2015) 年には 77,441 人に減少した。さらに、2025 年には推計で 2,000 人以上の減少が見込まれている。平成 17 (2005) 年から 2025 年の人口構成比率を比較すると、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）は減少し、老年人口（65 歳以上）は増加傾向にあり、2025 年には老年人口比率が 30% を超えるなど、少子高齢化がさらに加速することが予想される。

世帯数については、平成 17(2005) 年では 24,726 世帯であったが、平成 27(2015) 年には 26,645 世帯に増えており、核家族化の進行や単身世帯の増加が推察される。

表 2-1. 人口比率の推移

当該年・人口	年少人口比率	生産年齢人口比率	老年人口比率
2005 年 (80,364 人)	15.7%	64.3%	20.0%
2010 年 (79,267 人)	14.9%	63.3%	21.9%
2015 年 (77,441 人)	13.6%	61.0%	25.4%
2020 年 (76,668 人)	12.8%	58.2%	29.0%
2025 年 (75,554 人)	12.4%	56.2%	31.3%

※第 8 次総合計画の推計値

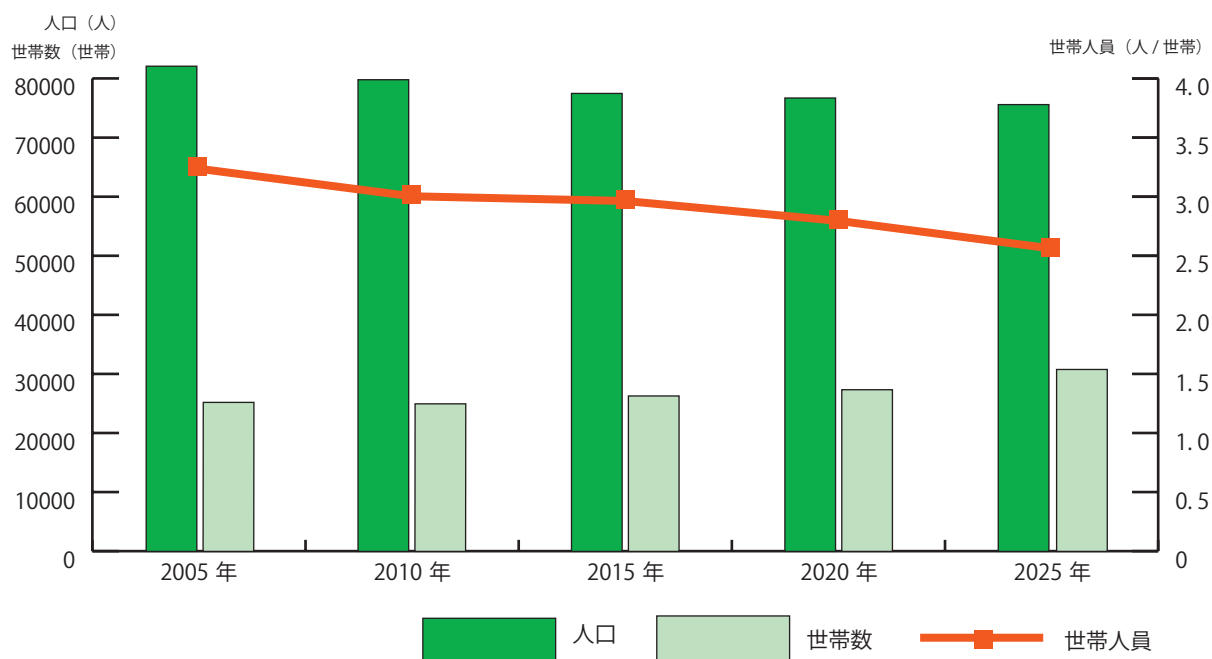


図 2-6. 須賀川市の人口推移

(2) 産業の概況

1) 農業

本市の農業は、自然環境や地域特性など恵まれた立地条件を活用し、水稻、野菜、果樹、花き、畜産を基幹作物に生産規模の拡大や施設園芸等の輪作体系を確立するなど、経営の合理化を図りながら収益性の高い農業を展開している。水稻は、良食味米を生産し、野菜生産については、昭和 30(1955) 年代から夏秋きゅうりを中心として産地化が進み、昭和 41(1966) 年には夏秋きゅうり、昭和 55 (1980) 年には夏秋トマト、平成 5(1993) 年には冬春きゅうり、平成 22(2010) 年には夏秋なすが野菜の指定産地となっている。特にきゅうりは、「岩瀬きゅうり」のブランド名で全国に名を馳せ、全国でも有数の一大産地となるほか、桃、梨、リンゴ等の果樹生産も盛んに行われている。

地域の特性を生かした農業を展開してきたが、農業を取り巻く情勢は大きく変化し、本市においても農家数・農業就業人口の減少、農業従事者の高齢化が進むとともに、国内で生産される農産物価格の低迷などが深刻な担い手不足を招き、農業生産構造のぜい弱化が進んでいる。さらに農業の担い手不足は、耕作放棄地を増加させる要因にもなっている。

2) 工業

本市の工業は、電気、鉄鋼、プラスチック、窯業、金属、情報が中心であり、製造品出荷額等は、全業種の約 5 割を占めている。事業所における従業員規模は、29 人以下の事業所が全体の約 7 割を占め、経済のグローバル化による企業間競争の激化、受注機会の停滞、東日本大震災及びこれに伴う東京電力（株）福島第一原子力発電所事故による影響等、厳しい経営環境におかれている。

一方で、これまでも横山、南部、北部、越久、長沼第一～第三、須賀川テクニカルリサーチガーデンといった工業団地が整備され、積極的な企業誘致を行ってきた。特に須賀川テクニカルリサーチガーデンは、企業団地や住宅用地の分譲を柱に「職」「住」「遊」「学」の機能を有する複合都市として整備を進めている。

3) 商業

本市の商圈タイプは、地域の中核商業を担い、地元購買率を一定程度維持しながら、周辺町村から買物客を集めている地域型商圈都市に当てはまる。しかし、県内最大の広域型商圈である郡山商圈に内包されており、食料品は地元購買率が約 90%を保っているものの、背広・スーツ、時計・アクセサリーの買回り品は約 40%と低くなっている。

商業集積については、県道須賀川駅並木線沿いに既存商店街が形成されているほか、国道 4 号や東部環状線沿いに郊外型店舗による商業集積地が形成されている。これら郊外型店舗の進出や消費行動の多様化、そして東日本大震災における被害などにより衰退が進む中心市街地を活性化するため、「須賀川市中心市街地活性化基本計画」を策定し、平成 26(2014) 年 3 月に内閣府の認定を受け、官民が連携しながら各種活性化事業に取り組んできた。

この計画期間においては、新庁舎整備事業や市民交流センター整備事業など中心市街地の

核となる施設が整備されており、これら公共施設の活用と民間活動の活性化を図りながら、魅力あるまちづくりを目指していく。

4) 観光

本市には 400 年余りの伝統を誇る「松明あかし」をはじめ、古くから受け継がれている行事や芸能が数多く息づいている。「釈迦堂川花火大会」は今や県内外から多くの観光客が訪れる一大イベントに成長し、「長沼まつり」は大小のねぶたやねぷたが繰り出し、夜の街を幻想的に照らし出す初秋の風物詩となっている。また、国指定の名勝である「須賀川の牡丹園」は、その規模と美しさが世界最大級であり、市民の誇りとなっている。

本市の主要観光施設などにおける入込状況をみると、農産物直売所の「はたけんぼ」が、概ね毎年客足を伸ばしている。牡丹園とムシテックワールド、松明あかしは入り込み客に変動がみられるが、長沼まつり、釈迦堂川花火大会の客足は毎年ほぼ安定して推移している。

表 2-2. 須賀川市の主要観光施設などにおける入込状況

施設・イベント	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
牡丹園	44,762 人	50,706 人	51,207 人	44,920 人	50,051 人
ムシテックワールド	42,668 人	60,843 人	56,942 人	62,618 人	65,045 人
はたけんぼ	565,662 人	568,603 人	566,600 人	597,800 人	599,300 人
松明あかし	135,000 人	130,000 人	140,000 人	110,000 人	130,000 人
長沼まつり	30,000 人	30,000 人	30,000 人	30,000 人	30,000 人
釈迦堂川花火大会	300,000 人	300,000 人	250,000 人	300,000 人	300,000 人



写真 2-3. 松明あかし



写真 2-4. 長沼まつり

3 歴史的背景

(1) 原始

須賀川市の歴史は古く、旧石器時代から人の営みが確認されている。玉川村と隣接する阿武隈川左岸の段丘上に位置する乙字ヶ滝遺跡（前田川地区）では、旧石器時代後半の刃部磨製石斧や面的加工が施されたナイフ形石器などが出土している。

縄文時代には、岩瀬郡西部や岩瀬郡東部の丘陵上に多くの遺跡が確認されており、特に早期初頭の井草Ⅱ式段階のよりいと燃系文系土器が出土している寺山A遺跡（江花地区）、中期の越後に特徴的な馬高式系統の人面把手付土器が出土した塚越遺跡（長沼地区）、後期の掘立柱建物跡を確認した境之内前遺跡（小中地区）など、東部ではヒスイの大珠が採集された中～後期の関向・富岡遺跡（下小山田地区・雨田地区）や晩期の一斗内遺跡（小倉地区）などが代表され、東北地方や関東地方、北陸地方の影響を受けた土器などが出土している。

弥生時代には、再葬墓（土葬後、ふたたび骨を取り上げて壺などに埋葬した墓）が岩瀬郡西部や岩瀬郡東部で確認されており、特に牡丹平遺跡では、成人女性の人骨がほぼ一体分残って出土しており、上あごに抜歯の痕跡があったことなどから、被葬者は縄文時代の系譜を有するものの所見が得られている。再葬墓はこのほか、岩瀬郡西部の薊ノ内A遺跡（杵衝地区）からも確認されている。また集落は、これまで岩瀬郡中央部の弥六内遺跡（和田地区）など、散発的な確認であったが、近年、阿武隈川左岸丘陵の高木遺跡（浜尾地区）で、これまで福島県中通り地方ではほとんど見られなかった弥生時代後期の集落が多く確認されるなど、新たな知見が得られている。

(2) 古代

須賀川市の古墳時代の特徴は、各時代にわたって古墳や集落がつくられている点である。古墳時代前期（4世紀）は、団子山古墳（日照田地区）や仲ノ平古墳（あおば町）の古墳のほか、八ツ木遺跡、高木遺跡（ともに浜尾地区）で大規模な集落が確認されている。古墳時代中期は、仏坊



写真 2-5.
石斧、石器（乙字ヶ滝遺跡）



写真 2-6.
人面把手付土器（塚越遺跡）



写真 2-7. 人骨（牡丹平遺跡）



写真 2-8. 再葬墓（薊ノ内A遺跡）

古墳群（市野関地区）のほか、上ノ代遺跡（日照田地区）で豪族の居館が認められる。

古墳時代後期になると、これまでの阿武隈川流域とは別に、岩瀬郡西部の釈迦堂川・江花川・滑川水系にも古墳が築造されるようになる。特に阿武隈川流域の岩瀬郡中央部は、福島県内や東北地方を代表する古墳が多いのが特徴となっている。塚畑古墳（和田地区）では、古墳の周溝から6世紀代の人物埴輪や円筒埴輪が出土した。天冠をかぶった人物埴輪などは、近年になって現在の茨城県方面などで多く見つかっている特徴的な作りのものであることが判明している。大塚古墳は、長さ11 mと東北地方では長大な横穴式石室を有する直径30 mの円墳で、6世紀代の築造と考えられている。蝦夷穴古墳は7世紀代の古墳で、長さ8.2 m程度の切石積みの横穴式石室を有する直径37 m程度の円墳である。明治時代に頭椎大刀や圭頭大刀が出土しており、これらの出土遺物は、現在、東京国立博物館に所蔵されている。

古墳時代に現在の岩瀬郡を支配した豪族として、こくぞうほんぎ「国造本紀」にも記載された、たけころのみこと建許呂命の子で「石背国造」いわせこくぞうだったたけみよりのみこと建弥依米命がいる。中通り地方の国造はあまのゆつひのみこと天湯津彦命の系統であるのに対して、石背国造のみが浜通り・常陸地方などと同様なあまつひこねのみこと天津彦根命、もしくはその子孫の建許呂命の系譜に属する。このことから、中通りのほかの国造とは異なり、政治的には浜通りの影響を受けた可能性がある。

奈良時代には石背郡が成立し、阿武隈川と釈迦堂川の合流地点に石背郡衙関連遺跡群が形成される。前代の古墳時代の古墳や集落が阿武隈川沿岸に多いのに対して、奈良時代の集落はその拠点域が北西側に移動する。これは、律令体制下で官道の東山道が設置されたことや、古墳時代に拡大した岩瀬郡西部などの集落を結ぶ河川として釈迦堂川が重要視された結果であると推測される。石背郡衙としての栄町遺跡、石背郡と関わりのある寺院であるしょうにんだんはいじあと上人壇廃寺跡、官人集落としてのうまや遺跡、在地豪族の氏寺的な性格を有する米山寺跡などがその代表である。

養老2(718)年には、陸奥国からいわき石城・いわせのくに石背国が分置された。石背郡に石背国の役所が置かれたとされるが、3年程度で、もとの陸奥国に復した。



写真 2-9.ハツ木遺跡



写真 2-10.人物埴輪（塚畑遺跡）



写真 2-11.大塚古墳



写真 2-12.蝦夷穴古墳

※ 石背国造は「いわせくにのみやつこ」とも読む

栄町遺跡では、7世紀後半の東北地方では数少ない発見例となる評衙（ひょうが ひょう※評は郡成立以前の行政単位）が確認されており、役所が廃絶する10世紀代まで6時期の変遷が見られる。また、9世紀代の建物の柱穴からは「石瀨」（いわせ）と書かれた墨書土器（ぼくしよ）が出土し、文献資料のみで見られていた「石瀨」が実際に使われていたことが初めて証明された。また、役所の文書で使用した陶製の硯（黒色や朱色の墨を使用）や全国的に類例の少ない方形の土師器皿などが出土している。上人壇廃寺跡は、金堂と瓦塔（がとう）が一体化した六角形の瓦塔や、金鼓・経軸端（きんこ きょうじくたん）など寺院の荘厳を示す全国的に稀有な遺物が出土するなど、東北地方の古代寺院としては類例が少なく、奈良時代から平安時代の東北地方における地方寺院の実態を示す一つの例として、高い学術的価値を有している。うまや遺跡では、福島県内初の出土となった和同開珎（わどうかいちん）を埋納した須恵器（蓋と高台付坏）などは、関東地方（坂東）など他地域から搬入された可能性が高く、南西側に位置する東山道（推定）を介した人的・物的交流が盛んであったことがうかがわれる。

釈迦堂川流域にある稲古館古墳（稲地区）は、古墳時代後期とは大きく異なる横穴式石室を有する長さ12mの円墳で、石室から正倉院宝物に類似する大刀が出土しており、郡司クラスの墓と推定される。このほか、梅田横穴墓（西川地区）や一斗内古墳群（越久地区）もこの時期に埋葬ないし追葬されている可能性が高い。これらはいずれも阿武隈川ではなく、釈迦堂川や滑川沿いである点が注目され、古墳時代後期の有力な古墳や集落が希薄で、前代からの継続性がみられない地域に構築されているのが特徴である。このことから、古墳時代とは異なる新たな支配体制となったことがうかがわれる。

平安時代の集落は、特に9世紀から10世紀代にかけて書かれた『和名類聚抄』（わみょうるいじゅうしょう）に記載されている郷単位で、掘立柱建物を中心とする官衙に類似する施設が各地で見られるようになる。

『和名類聚抄』はいくつかの写本が伝わっているが、このうち名古屋市博本には、現在の岩瀬郡の郷名として「磐瀨・椎倉」（しいくら高山寺本では「椎倉」、元和本で「推会」と記載）ひろかど廣門・山田・余戸・白方」の6郷を挙げている。磐瀨郷



写真 2-13. 墨書土器（栄町遺跡）



写真 2-14. 経軸端（上人壇廃寺跡）



写真 2-15. 須恵器（うまや遺跡）



写真 2-16. 大刀（稲古館古墳）

※ 評は「こおり」とも読む

は岩瀬郡中央、山田郷が岩瀬郡東部、白方・余戸郷が岩瀬郡北部、椎倉・廣門郷が岩瀬郡西部に相当すると考えられている。

手工業関係の遺構は岩瀬郡東部の関林D遺跡（田中地区）で、鉄製品の生産工房、岩瀬郡北部の矢ノ目遺跡（仁井田地区）では、土器工房や鉄製品の生産工房跡がある。特に岩瀬郡北部は、関下窯跡に代表される須恵器窯が多く、良質な粘土産出を背景に大甕などを各集落へ供給していた。

史跡^{べいさんじきょうづかぐん}米山寺経塚群は、承安元年の年号を有する陶製の経筒外容器や銅製の経筒などが明治時代に出土した。天王寺経塚（福島市）・平沢寺経塚（桑折町）でも同じ施主が埋納しており、平安末期における仏教文化の在り方を考えるうえで貴重な資料である。

(3) 中世

鎌倉時代には、源頼朝の奥州合戦に際し随伴した二階堂行政が、新城川（現釈迦堂川）西部を所領として与えられ、左岸の丘陵地に新城館あるいは稲村城と呼ばれる城を築城したと考えられている。以降、二階堂氏が岩瀬郡を領有し、各地に拠点^{しんじょうがわ}を築くようになる。

また、二階堂氏をはじめとする東国武士の進出により、阿弥陀信仰が須賀川全域に広まった。これにより、段丘^{だんきゅうがい}などを利用した磨崖仏^{まがいぶつ}や阿弥陀三尊供養塔^{あみださんぞんくようとう}などが造られ、鎌倉時代から南北朝時代にかけて阿弥陀三尊を圖像化した板碑や石仏も多く建てられた。この阿弥陀三尊の板碑は、福島県内では岩瀬郡内に多く見られ、本地域を特徴づける石造物^{せきぞうぶつ}の一つである。

南北朝時代は、須賀川盆地の東側に南朝の宇津峰城跡（塩田地区）、西側に北朝の稲村城（稲地区）がそれぞれ位置している。^{もみやま}靱山遺跡（森宿地区）は北朝の年号を有する板碑を伴う集団墓地で、この時期の代表的な事例として知られている。

室町時代初頭は、当時の統治機関である鎌倉府から派遣された足利満貞^{みつただ}による、東北地方支配の拠点として築いた稲村御所館跡（稲地区）がある。近年の発掘調査により、15世紀代に限定されるかわらけ、古瀬戸、^{えぼし}烏帽子や漆器



写真 2-17.
陶製経筒外容器・銅製経筒
（米山寺経塚群）



写真 2-18.和田大仏



写真 2-19.
石造双式阿弥陀三尊来迎供養塔



写真 2-20.稲村御所館跡

などが出土し、稲村御所もしくは稲村殿と呼ばれた当時の様相が明らかとなった。

その後、戦国の世になると、各地に城館が築かれるようになる。現在の市街地中心部に位置する二階堂氏の居城である須賀川城跡をはじめ、長沼城、今泉城、木舟城などがその代表である。須賀川城は天正 17(1589) 年に伊達政宗によって落城され、二階堂氏の 400 年の統治は終焉を迎えた。近年の発掘調査で、この時期の焼土層や炭化米層などが初めて確認された。岩瀬郡西部にある長沼城は、会津地方を支配していた蘆名氏とのいわゆる境目の城で、石垣や階段などが現存している。また、天下統一後、豊臣秀吉が会津にいた伊達政宗を成敗する際、この長沼城に宿泊し、検地・刀狩令（長沼令）を発令している。

(4) 近世

江戸時代には、白河藩、溝口領など幕府ゆかりの諸大名の領地となり、代官による統治が始まった。現在の市街地は、須賀川城の堀を埋め、新たに奥州街道を設置した。宿駅としての須賀川宿は奥州街道と岩城（磐城）街道、棚倉街道、三春街道、会津街道が交わる交通の要衝で、米やたばこなど物資の集散・集積地として繁栄した。これらの経済力を背景に、町民による自治を行う「須賀川町会所」や白河藩による学問所である「敷教第二舎」いわゆる「須賀川郷学所」が設置された。

元禄 2(1689) 年、松尾芭蕉が「おくのほそ道」紀行で当地を訪れた際に、自宅に招き入れ 8 日間を過ごすなど親交を結んだ俳人・相楽等躬は、その後、藤井晋流や二階堂桃祖、石井雨考、市原多代女などに続く本市の俳諧文化の礎を築いたといえる。また、白河藩主松平定信の命により銅版画を学び、日本銅版画における遠近法・陰影法の表現画法を完成させた洋風画家・亜欧堂田善を輩出するなど、当地の町人文化が高い水準にあったことがうかがえる。

さらに、江戸時代には市内の各地で、豊穰祈願などのために田植え踊りや三匹獅子舞、自奉楽などの芸能が生まれ、奉納されてきた。これらの一部は伝統芸能として現在も継承されている。



写真 2-21. 須賀川城本丸跡



写真 2-22. 長沼城址



写真 2-23. 木舟城跡



写真 2-24.
須賀川宿
(岩瀬郡須加川町耕地之図)



写真 2-25. 敷教第二舎看板

(5) 近現代

戊辰戦争後、明治時代に入ると、明治2(1869)年に須賀川県が設置されたが、一ヶ月後には白河県に併合された。また、明治20(1887)年に鉄道（現在のJR東北本線）が開通し、上人壇廃寺跡の南東側に須賀川駅が設置された。これにより、須賀川市は交通手段が変わってもなお、古代から続く南北軸の交通・交易の要衝であるとともに、須賀川は周辺地域の医療、産業の中心地となった。

地元の商家に生まれた橋本伝右衛門^{でんえもん}など6名が、元号が明治となってすぐに、この地域の生産方として選ばれ、地域振興を図るべく西洋から新たな農作物や農法を取り入れ、県立病院や産馬会社を須賀川へ誘致するなど、この時期は近代化に伴う施設整備がなされ、現在の市街地に須賀川産馬会社や岩瀬郡役所、現在の公立病院の前身である須賀川病院に付属する医学所（のち須賀川医学講習所、須賀川医学校に改称）などが設置された。このうち、医学所には関東大震災後に内務大臣兼帝都復興院総裁として東京の復興を指揮した後藤新平が学んでいる。

農業用水として猪苗代湖からの引水を計画した安積疏水事業は、明治政府において実施されたが、一方で、小林久敬も、天保の飢饉を契機として、生を受けた土地での食の確保を図るため、全財産を注ぎ込み、独自に斉木峠にトンネルを通すルートを計画した。実現はかなわなかったものの、安積疏水開発への情熱と努力が認められ、明治政府から民間功労者として表彰された。

さらに、伊藤家から須賀川で「糸八木屋」を営む柳沼家に譲渡された牡丹園は、薬用から観賞用へと大きな変革を迎えた。牡丹園を引き継いだ柳沼源太郎は、東京農科大学（現東京大学農学部）に学んだ後、牡丹園に移り住み、「牡丹とともに起きて、牡丹とともに寝る」と言われるほど、牡丹の栽培に尽力した。このような源太郎の努力などもあり、昭和7(1932)年に国名勝に指定された。

昭和時代には、昭和12(1937)年に地元榊衝村出身の池田利一^{りいち}等の尽力によって藤沼湖の工事が開始され、戦時中の物資・人的不足等により一時中断はあったものの、昭和24(1949)年に完成した。平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災により堤が決壊し、悲壮な

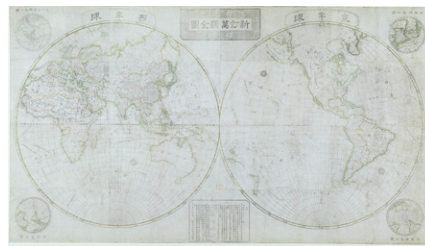


写真 2-26.新訂万国全図



写真 2-27.公立岩瀬病院



写真 2-28.
安積疏水白江幹線円筒分木工



写真 2-29.須賀川の牡丹園

爪痕を残したが、平成 30(2018) 年 3 月 14 日に満水となり、7 年の歳月を経て、その姿を取り戻すに至った。この間、湖底に芽吹いた紫陽花を「奇跡のあじさい」と呼称し、長沼地区の住民が中心となり、この紫陽花を藤沼湖周辺に埋め尽くそうと苗木を育てる里親を募る取組を行った。北海道から沖縄まで、全国各地から多くの賛同を得て育てられた約 1,400 株の苗木は、平成 29 年 (2017) 6 月 25 日に開催された「奇跡のあじさい植樹祭」において、復興に向けたそれぞれの思いを胸に植栽され、色とりどりの花を咲かせている。

このほか、羽鳥用水・母畑用水・安積疏水など水路網が整備され、これらは地域の農地を潤し、水稻、野菜、果樹、花き、畜産といった様々な農業の展開に寄与している。中でも、水稻は良食味米りょうしよくみまいを生産しているほか、野菜生産においては昭和 30 年代から「きゅうり」の産地化が進んでおり、特に「岩瀬きゅうり」のブランド名で全国に名を馳せ、全国でも有数の一大産地となっている。

また、日本における昭和の特殊撮影技術の第一人者であり、本市出身の円谷英二が、昭和 17(1942) 年の長編作品「ハワイ・マレー沖海戦」にてミニチュアセットにより真珠湾を再現し、高い評価を受けた。戦後に本格的な特撮怪獣映画「ゴジラ」制作に特殊技術で参加し、その後の長編映画「宇宙大戦争」やウルトラ Q・ウルトラマンなど特殊撮影技術による映像表現の可能性を飛躍的に発展させ、特撮の神様とも称されている。現在は、本市において特撮関係者などの協力を得ながら、特撮文化拠点都市の構築を目指している。

同様に、昭和時代、短編による記録映画の第一人者であり、本市出身の金山富男は、国内外の優れた短編映像の周知啓発と映像文化の振興を図るため、本市を会場とした国際短編映画祭の実施を提案し、平成元 (1989) 年、ドキュメンタリー、ドラマ、アニメなどバラエティに富んだ映像作品を一堂に会した「すかがわ国際短編映画祭」を開催し、市民による映像文化振興の礎を築いた。翌 2 年には、市及び東京の 2 地域による実行委員会を結成し、以来、アカデミー賞受賞作品の上映や監督、映像制作関係者によるゲストトークなど多彩な事業を展開している。



写真 2-30.藤沼湖の奇跡のあじさい



写真 2-31.昭和初期のまちなみ

昭和 29(1954) 年 3 月、須賀川町と隣接する浜田村、西袋村、稲田村、小塩江村の 1 町 4 村が合併し、須賀川市が誕生した。翌 30(1955) 年 3 月に仁井田村、昭和 42(1967) 年 2 月に大東村、平成 17(2005) 年 4 月に長沼町、岩瀬村と合併し、現在の須賀川市となった。

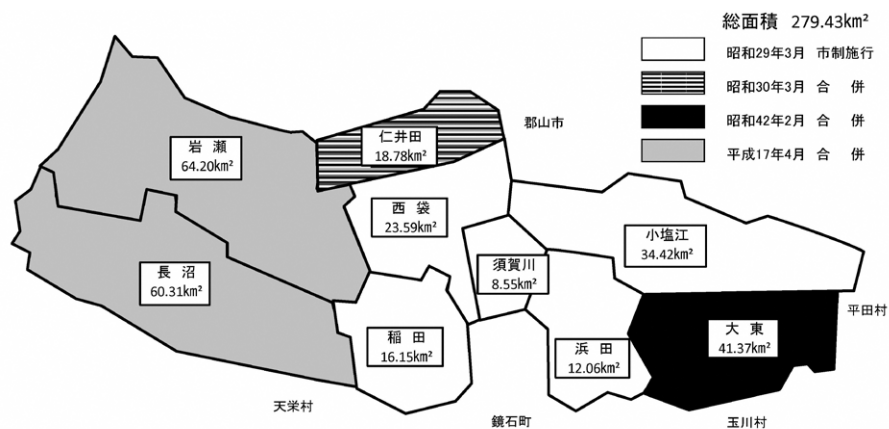


図 2-7. 須賀川市 市域図

昭和時代から平成にかけては、高速交通網の整備を生かした本市のまちづくりが進められた。昭和 32 (1957) 年 5 月、東京から青森まで東日本を縦断する国道 4 号が開通し、国道付近の開発や都市化が進んだ。その後、昭和 48 (1973) 年 11 月には、東北縦貫自動車道の白河～郡山間が開通し、同時に須賀川インターチェンジが完成すると、その周辺にはトラックターミナルや卸センターが集まるなど物流機能の拠点が形成された。また、平成 5 (1993) 年には本市の東部地区に福島空港が開港し、現在、札幌・大阪への定期便のほか、国内外へのチャーター便も運航されている。

平成 23 (2011) 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、本市も甚大な被害を受け、尊い人命も失った。加えて、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による放射性物質の除染対策、風評被害の払拭^{ふっしょく}など、これまでに経験したことのない課題に直面した。

平成 29 (2017) 年 5 月 8 日、市の復興のシンボルとなる市役所新庁舎が開庁し、平成 31(2019)年 1 月 11 日には、市民復興のシンボルとなる市民交流センター tette が開館するなど、市民力を結集し、復旧から復興、そして創造的発展に向け、現在も前進を続けている。



写真 2-32. 昭和 49 年頃のまちなみ



写真 2-33. 平成 4 年頃のまちなみ



写真 2-34. 平成 29 年市役所庁舎